

公立大学法人山梨県立大学債権管理規程

(平成23年1月27日 法人第5112号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学財務及び会計に関する規則（以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の債権の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって債権の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。ただし、発生と同時に消滅するものを除く。
- (2) 債権の管理に関する事務 法人の業務によって生じる債権の管理に関する事務をいう。

(債権管理事務)

第3条 債権の管理に関する事務は、会計規則第5条に規定する会計責任者が総括する。

(債権の管理)

第4条 会計責任者は、債権が発生したときは、債権の内容を確認し、適切に管理しなければならない。

2 会計責任者は、債権を管理する帳簿を備え、債権の発生から消滅までの間、次の各号に掲げる事項を管理しなければならない。ただし、授業料に係る債権については、会計責任者が別に定める様式をもって帳簿とすることができる。

- (1) 債務者の住所および氏名
- (2) 債権金額
- (3) 債権発生日
- (4) 債権の発生事由
- (5) 債権の種類
- (6) 履行期限
- (7) 入金日
- (8) その他債権を管理するために必要な事項

(請求)

第5条 会計責任者は、債権の発生後、納付すべき金額、納付期限、納付場所及び納付方法等を記した請求書により、債務者に債務の履行を請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料及び入学料（徴収を猶予された入学料に限る。第14条第3項において同じ。）に係る債権については、原則として銀行口座振替により徴収するものとする。

(督促)

第6条 会計責任者は、前条の規定により履行の請求をした債権のうち、履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されないもの（以下、「未収債権」という。）がある場合には、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前条の請求及び前項の督促の方法は、書面又は口頭によるものとする。

(債権の保全)

第7条 会計責任者は、必要に応じて保証人を設定することができる。

(保証人に対する請求等)

第8条 削除

(債権の消滅)

第9条 会計責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(未収債権の管理)

第10条 会計責任者は、毎月、未収債権の調査を行わなければならない。

2 会計責任者は、半期毎に、未収債権の内容及び今後の回収計画について、理事長に報告しなければならない。

(債権の保全手続等)

第11条 会計責任者は、第6条第1項の規定による督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること。

(2) 前号に該当しない債権については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の延長等)

第12条 会計責任者は、理事長の承認を得てその履行期限の延長をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(債権の放棄等)

第13条 会計責任者は、債権の回収の可能性がないと判断された場合は、理事長の承認を得て債権を放棄することができる。

2 会計責任者は、債権放棄をした場合は、債権残高の償却処理を行わなければならない。

(延滞金)

第14条 債務者の責に帰すべき事由により、約定した支払期日を経過して代価の支払がなされない場合は、その債権残高に対し年10.75%の割合で計算した金額を延滞金として、その期日の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りで計算した額を債務者に請求することができる。

2 延滞金の計算においては、計算した延滞金の額に百円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、計算した延滞金の額が千円未満であるときは、請求を行わないものとする。

3 授業料及び入学料に係る債権については、延滞金を免除できるものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から在学する者の授業料に係る債権については、改正前の山梨県立大学債権管理規程第8条及び第11条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、令和7年10月14日から施行する。